

開国前後、長崎における海外情報の収集伝達活動について

—熊本藩・五島藩長崎聞役（留守居）の活動を中心に—

沼 倉 延 幸

はじめに

本稿は、江戸時代に海外からもたらされた世界情報—阿蘭陀風説書・阿蘭陀別段風説書を始めとする情報⁽¹⁾—等をめぐる収集伝達活動について、主に開国前後の具体例を通して考察を加えようとするものである。

これらの海外情報は、いわゆる「鎖国」時代の日本人が知り得た海外知識の重要な源泉となった。とくにアヘン戦争を機に江戸幕府がオランダに毎年提出を課した阿蘭陀別段風説書は、ホットな国際情勢等の詳報であり、当時最重要機密情報のひとつであった。したがって、幕府はその利用について厳重な独占管理を企図していた。しかし、その情報発信地である長崎に在留した蘭学者・貿易商人・西国諸藩の家臣（長崎聞役⁽²⁾・長崎留守居）等の中には、阿蘭陀通詞を始め日蘭交渉に関与する町役人等を介してこれらを手し、各々の国許や親しい関係者等に伝達し得た者があり、その写本が全国に散在している⁽³⁾。

近年、幕末期の多様な情報収集及び伝達活動に関する政治史・文化史的研究が盛んである⁽³⁾。そこで、本稿では、長崎近海の警衛に携わった五島藩の家老青方氏が長崎聞役等から入手した海外情報について検討すると共に、熊本藩の同役による海外情報の収集伝達活動の実態等に考察を加え、主にペリー来航前後の海外情報をめぐる人的交流・情報ルート等について焦点を絞り論じてみたい⁽⁴⁾。

一、長崎聞役（留守居）の情報収集

九州諸藩は長崎に出先機関として蔵屋敷を設け、中でもいわゆる西国十四藩が長崎奉行所との交渉、情報収集等の目的で長崎聞役（長崎留守居）を派遣・駐在させた。まず、長崎聞役を考察対象とした従来の研究成果⁽⁵⁾に拠りながら、以下にこのことについて概観しておきたい。

長崎に聞役が置かれた端緒は、正保四年（一六四七）にポルトガル船が交易再開を企て長崎に来航した事件に対する警備をめぐり、奉行所と

近隣諸藩との關係を密にするために有用な藩士の長崎駐在が必要とされたことによる。その呼称は、聞役・聞番・留守居等まちまちで、蔵屋敷に出入りする用達商人がこれに付随または代行する藩もあった。十四藩の聞役は、福岡・佐賀・熊本・対馬・平戸・小倉の六藩が「定詰」と称し年間を通して駐在し、他の薩摩・長州・久留米・柳川・島原・唐津・大村・五島の八藩は「夏詰」と称し、ほぼ蘭船の長崎入港・滞在期間をカバーする五月中旬から九月下旬まで駐在する形で二分された。聞役の具体的職務等についての詳細は諸論考に譲るが、本稿で検討対象とする蘭船・唐船がもたらす風説書等の海外情報を始めとする機密情報類の収集と国許への伝達は、長崎警衛や自藩の海防等、延いては藩の存亡に関わる重要な職務の一つであった。このため、各藩の聞役は相互に会合や廻状等により情報交換を重視し、様々な手段により任務の遂行に尽力した。しかし、これら各藩の情報収集と分析等の実態、或いは大名家の職制としての位置付け等、従来未詳の点が少なくない。

一方、この長崎聞役は、長崎留守居と称することからも理解できるように、幕藩体制のもと大名家の職制即ち江戸・京都・大坂に諸藩が置いた留守居（これも聞役・聞番等と称する）と同列のものとして捉えられる。これについて検討されたものに、服藤弘司氏⁽⁶⁾・笠谷和比古氏⁽⁷⁾等の研究がある。服藤氏は、熊本藩の長崎留守居のほか、柳川・平戸・大村藩等の長崎聞番を始め該当する役職についても採り上げ、また熊本藩の幕末の長崎留守居小嶋安雄が京都留守居・江戸留守居を歴任したこと等に

も言及した。とりわけ、「幕末期には、周知のごとく、長崎へも異国船の渡来が相次ぎ、この期の幕府の辺境直轄地に対する対応につき解明せんとする場合、とくに諸藩長崎留守居の動向を見定めることが重要課題とされる」と指摘された点は傾聴すべきところである。⁽⁸⁾ 笠谷氏は、これら留守居の情報交換組織たる大名留守居組合についての追究の中で、熊本藩の留守居が江戸にてペリー来航時の情報、長崎にてプチャーチン来航時の情報を入手した事例等を紹介し、後者についてはロシア国書の和解写を薩摩藩長崎聞役奥四郎から入手した事実を明らかにした。⁽⁹⁾ これらの論考は、長崎聞役について従来九州諸藩が長崎に置いた独特の役職であるかの如く研究されがちであった点に修正を迫るものといえよう。

なお、長崎聞役・長崎留守居の職名について、前掲の諸論考では、大名家の職制研究の立場では長崎留守居とし、他は専ら長崎聞役としているようである。因みに、本稿で扱う熊本藩では、自藩のものを長崎留守居、他藩のものを長崎聞役・類役と称している例が多く見受けられる。本稿では極力煩雑を避けるため、原則として長崎聞役と表記する。

さて、長崎聞役が収集伝達した情報について、前掲の諸論考に幾つかの事例を見ることが出来る。中でも、嘉永五年の阿蘭陀別段風説書の一部で最重要情報たるペリー来航予告情報⁽¹⁰⁾について、六月十一日付で奉行所に提出された抄訳の内容を、七月二日に薩摩藩が掌握する阿蘭陀通詞から同藩聞役大迫源七が早々と入手し、藩庁へ伝達したことなどを論じた芳即正氏の研究は刮目すべきである。⁽¹¹⁾ 薩摩藩の聞役の長崎在勤は夏

詰であるが、こと「別段風説書」等の機密情報の収集は、同藩ではかように聞役が藩の掌握する阿蘭陀通詞数名、即ち「御内用頼通詞」「御出入通詞」から提供された情報を入手するものであった。こうした通詞が藩に掌握された経緯や人数構成等は未詳ながら、通常一定の手当と別段の謝礼をもって掌握され、通詞側も自己の処罰を恐れつつも機密情報の伝達に重要な役割を担った。⁽¹²⁾ なお、薩摩藩ルート⁽¹³⁾の収集情報の一部は、市来四郎が編集した「石室秘稿」⁽¹³⁾に収められている。

また、かかる阿蘭陀通詞を経由して海外情報を入手した結果、熊本藩の事例では、情報提供者である阿蘭陀小通詞檜林栄七郎に対し、嘉永七年八月、藩の御用向に格別に出精したとして五人扶持を給したという。⁽¹⁴⁾ 聞役と通詞を介して入手した海外情報、例えば阿蘭陀別段風説書等は、現在も藩政史料を伝える文書群の中に見ることができ⁽¹⁵⁾る。

二、五島藩の海外情報収集伝達活動

ここでは、長崎聞役が収集した海外情報等の特徴を簡明に知り得る実例として、開国前後における五島藩の海外情報の収集伝達活動について小察を行いたい。五島藩の藩政史料は、同藩の家老職を世襲した青方家に伝来した文書⁽¹⁶⁾青方文書が最もまとまっている。青方文書は、とくに鎌倉時代以来の中世文書が多量に見られ、中世武士団の存在形態や中世漁業に関する惣的結合等を把握するための貴重な史料を提供している。⁽¹⁷⁾

一方、青方文書の近世史料については、五島藩について解明する中で使用されている⁽¹⁸⁾とはいえ、中世文書に比して相対的に未開拓の要素が多く、各方面からの研究を要すると考えられる。

五島藩が対馬藩同様長崎近海の海上藩であり、異国船警備を重要な任務としたため、青方文書には番役軍備体制や築城計画に関するものが少なからず含まれる。これと相俟って、江戸後期以降異国船が頻繁に往来するにつれ、とくに藩主五島盛成の時代（文政十二～安政五年）になると、海防及び対外関係情報に藩政上の関心が強まった⁽¹⁹⁾と見られる。

以下に、青方文書の「風説袋」⁽²⁰⁾と称する海外情報等をまとめた五冊の風説留⁽²¹⁾を中心として、他の海外情報及び関連史料に触れながら、五島藩の情報収集伝達活動の実相について考察してみたい。

「風説袋」は、五島藩家老青方運善・晋賜父子のもとに届けられた書状や海外情報等を書き留めたもの、即ち天保十五年にオランダ国王の開国勸告書⁽²²⁾を携えて長崎に来航したパレンバン号の応接をめぐる情報⁽²³⁾を始めとして、安政年間に至るまでの内外の情報に関する風聞書等を、ほぼ年代順に綴じ合わせたものである。これに収められた多くの長崎発の情報⁽²⁴⁾は、同藩の長崎聞役によって届けられたと見られる。また、青方文書には青方氏の日記が断片的に残存するが、日記によって異国船の渡来等の聞役情報を追究することには困難を伴うだけに、青方氏の収集情報の分析は「風説袋」等の個々の史料による考察が不可欠である。⁽²⁵⁾

「風説袋」各冊に共通する特徴として、まず諸藩の長崎に駐在する聞

役間で交わされた廻状、即ち福岡・佐賀・唐津・大村・平戸・対馬・薩摩・長州藩からのいわゆる留守居廻状等の書状が収められていることが挙げられよう。⁽²⁵⁾ これらの殆どは、長崎奉行所の通達を始め、諸藩の領海または海岸へ異国船が通航・漂着したことを奉行所へ届け出た内容を示すものである。聞役は、こうした情報が自藩における海防政策の強化等の藩政に資するものであったので、⁽²⁶⁾ これらを相互に交換し、廻状の写を作成することが通例であった。そしてこうした情報の集積により、異国船情報について見れば実際の通航から時間的には一定のブランクがあるとはいえ、長崎近海のみならず、薩摩藩經由の琉球近海の情報、対馬藩經由の朝鮮半島近海の情報をも入手することができ、加えて蝦夷地等北方海域や日本海沿岸の異国船情報を得ることもあった。五島藩においても、いわば九州沿岸を中心とする海域に渡来する異国船に関する主な情報を、日常的に把握する機会を有していたといえる。

次に「風説袋」の内容について、廻状以外の文書に目を留めてみたい。まず、各冊に収められた廻状以外の主な情報を、概ねその順にしたがい抄出したものが表1である。「風説袋」に関する幾つかの特徴を求めるならば、嘉永六年のペリー来航以降は江戸からの情報が散見されるが、ほぼ一貫して長崎聞役から青方氏のもとへ届けられた情報が大半を占めると見られること、個々の情報の入手伝達ルートについて具体的な人名等が殆ど記されていないこと、風説書が事実上オランダのものに限られること、⁽²⁷⁾ 開国前夜の最重要機密海外情報たるペリー来航予告情報と

これをめぐる幕府・有志大名の意見交換等の情報が収められていないこと、来航した異国人との応接記録が別に綴られるなど安政期の内外情勢に関する情報が相対的に少ないこと、等を挙げられよう。

さて、こうした廻状以外の海外情報の中で、その入手ルートが記載されたものについて、以下に若干触れておきたい。まず、天一冒頭のオランダの軍艦パレンバン号来航関係情報には「長崎御奉行所江為御見舞御名代晋賜被差越、九月十三日着崎、十月廿二日崎港解纜」と見え、同艦の来航・応接（七月二日入港、十月十八日出港）に伴い、青方晋賜が長崎を訪れ滞在中に入手したものと察せられる。このとき自ら情報収集に何らかの形で関わった可能性もあろう。また、天二の巻末に収められた万次郎らの琉球上陸・取調べの件には、「此書面は薩州之長崎詰勤番大迫源七又野静馬贈来処の写し、嘉永四年辛亥秋」とあり、琉球情報が薩摩藩聞役の情報ルートで五島藩へも伝えられたことを示している。この他、人に収録の三河国栄久丸船頭岩吉らの尋問書が「長崎聞番紙上内蔵太夫到来之写」とあり、嘉永六年にプチャーチンが奉行所に提出した書翰については「浮野震八より風説之趣にて内密ニ差越ス」と記され、各々長崎駐在の五島藩聞役からの情報（その入手経路は未詳ながら）の写であることがわかる。安政三年の阿蘭陀別段風説書（地二）には、同藩聞役の紙上虎炳の署名があり、「右之通安政三丙辰年於崎陽写し」との文言も、同様に藩の聞役からの情報であることを示すものである。

以上、青方文書の「風説袋」を中心として五島藩家老青方氏が収集し

表1 「風説袋」(青方文書)所収の主要海外情報一覧

巻	主 要 情 報
天一	オランダ本国船バレンバン号関係情報(天保十五年) 阿蘭陀風説書(弘化二年) 阿蘭陀通詞本木昌左衛門作成「極御内密奉申上候書面」 (弘化三年、仏国船琉球渡来情報) 阿蘭陀風説書(同年) 阿蘭陀風説書(弘化四年) 択捉島漂着米国捕鯨船取調書(同年) 阿蘭陀別段風説書(同年) 阿蘭陀風説書(嘉永元年) 阿蘭陀別段風説書(同年) 松前漂着米国捕鯨船チャンブル以下申口(同年) 米国船プレブル号関係情報(嘉永二年)
天二	阿蘭陀別段風説書(嘉永二年) 老中阿部正弘御渡書付(同年) 江川太郎左衛門作成「存附之儀申上候書付」(同年) 南京条約写(天保十三年) 阿蘭陀別段風説書(嘉永三年) 蝦夷地マヒル漂着英国捕鯨船ローイット等申口(同年) 琉球へ万次郎渡航届書(嘉永四年)
人	万次郎以下漂流民申口(嘉永四年) オランダ船ヨアン号差出書類(同年) ペリー浦賀渡来情報(嘉永六年) 「七月二日御触写」(同年、米国大統領国書取計方) プチャーチン長崎渡来情報(同年) 三河国栄久丸船頭岩吉等尋問書(同年)
地一	五島藩領内碓山村沖異国船渡来情報(嘉永七年) 五島藩開役紙上内蔵吉尋問覚(嘉永六年) 阿蘭陀風説書(安政元年) 唐国騒乱情報(同年) 英国船風説書(同年) ロシア使節渡来につき意見書(同年) 諸大名意見書及び落書等(嘉永六年) 阿蘭陀別段風説書(安政元年)
地二	英国船書翰和解(安政元年) 下田滞留ロシア人風聞(安政二年、熊本藩佐分利十右衛門等) 観光丸・海軍伝習関係情報(同年) 阿蘭陀別段風説書(安政三年) 英国評判記抜粹和解(同年) 米国使節着府・登城御目見次第(安政四年)

(凡例) 「風説袋」(五冊、長崎県立長崎図書館青方文庫所蔵)に基づいて作成した。なお、同文書に収められた対外関係情報の一部も掲げたが、長崎開役による廻状等の書状類については除外した。

た海外情報等について検討した。これをもって五島藩の情報収集の全容とするには問題なしとしないが、長崎開役からの廻状による異国船情報の他、欠年はあるものの阿蘭陀風説書・別段風説書、漂着船の調査や安政期の国内情勢の一部等を見出せる。青方文書には、藩の家老クラスを始め藩士からの書状も多数見られるが、管見の限りではこれらの書状から海外情報等について具体的に知ることは、長崎開役の情報を含むものを除き殆どできない。さらなる検討を必要とするが、私見では、五島藩

の場合、海防政策に直接関わるオランダ本国船或いは異国船の渡来情報に対する関心が、阿蘭陀別段風説書の内容理解や分析といった海外情報の政治的利用に通じる関心を数段上回っており、このことが青方文書に見えるこれらの情報の残存状況に反映しているものと考えられる。長崎開役が収集した海外情報の主な特徴について、五島藩の実例に小察を加えたが、こうした情報の入手ルートや分析を中心とした検討として、以下に熊本藩の場合を採り上げてみたい。

三、熊本藩の長崎聞役と阿蘭陀通詞

(一) 熊本藩の情報収集

熊本藩主細川家の情報収集能力の高さの一端については、既に注目される⁽²⁹⁾ところであり、熊本藩が「相対的に留守居が重用された藩⁽³⁰⁾」といわれるように、永青文庫所蔵細川家文書に見られる同藩の収集情報史料は質量共に充実している。⁽³¹⁾しかし、同藩の長崎聞役が嘉永六年六月以降に収集した情報の一部が細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』一〜一〇巻⁽³²⁾に収められているが、この点に関する総合的研究、長崎聞役についての具体的研究は管見に入ってきていない。⁽³³⁾

以下に、長崎を発信地とする海外情報の伝播状況について、細川家文書を用い、同藩の長崎聞役と阿蘭陀通詞が果たした役割に関連させつつ考察を試みたい。そこで、藩主細川斉護が治めた期間のうち嘉永年間を中心に、長崎聞役の書状を例示しながら、熊本藩がその情報ルートをとるの⁽³⁴⁾ように見出し活用したか、その実例について整理していくこととする。

(二) 嘉永三年の海外情報（米国の対日通商計画）

まず、嘉永三年にオランダからもたらされた米国の対日通商計画⁽³⁴⁾に関

する情報を例として見ていきたい。二年後のいわゆるペリー来航予告情報の伏線ともいえるべき情報である。

〈書状A〉

〔写、今度入津之蘭人差出候〕

此度入津之蘭人差出候別段風説書和解相濟、昨廿二日此許御役所江相達候由に而、写別紙一冊昨夕檜林榮七郎持参遣候付、則遣呈いたし候、御家老衆・御奉行衆江茂毎之趣を以宜被仰達可被下候、書面各別子細無御座候得共、末条北アメリカ合衆国日本江茂交易ニ参候所存有之趣ニ付而者、吉兵衛差出候以内々申聞候趣有之候間、聞取之趣得貴意可申共存候得共、此間以来種々浮説流言等いたし候、未不之儀筆先ニ而輕率ニ得貴意候而者、却而於御許疑惑之端共相成可申、脇々聞込等何程可有之哉、得斗打合候上之儀と存、米倉江懸合見候得共、同所江者朝飯後迄者風説書茂未手ニ入不申、薩州者私同様昨夕風説書者手ニ入候得共、右合衆国交易等之儀ニ付聞込之筋者無之候得共、右ヶ条ニ付而者段々手を廻聞合せ置候由、得斗相分候上、御国元江者申遣候方丈夫ニ茂有之、且者疑惑茂有之間敷候間、聞合之方相分り、只々早々知せ可申との事ニ御座候、仍而私吉兵衛手元ニ伝言いたし候趣等咄合置候付、追而奥より聞合と符合仕候ハ、弥以安心可仕、米倉江茂風説書披見之上者、見込之筋茂可有之、追而之様子ニ応、互ニ内々知せ合可申段相談仕置候事ニ御座候間、右ヶ条に付而者、極而於御国許茂評説茂有之事歟と考

察仕候付、荒増題号迄得貴意置申候間、右之御舎を以夫々宜御内意被仰達被下度奉頼候、何様此節松前より差送ニ相成候異人茂アメリカ人之由ニ付、右請取御礼等と申唱ニ而追々渡来交易等願出候哉茂難計との評判ニ而、煩敷事ニ御座候、委細之儀者様子相分り候上、可得貴意、先今日者風説書相達申度、如斯御座候、以上、

六月廿三日

野々口金左衛門

佐分利十右衛門様⁽³⁵⁾

右の書状によれば、嘉永三年六月十一日に長崎に入港したオランダ人が提出した阿蘭陀別段風説書が、阿蘭陀通詞により翻訳され、同月二十二日夕刻に通詞の榎林栄七郎⁽³⁶⁾がその写を熊本藩の長崎聞役野々口金左衛門に届けたことがわかる。そしてこれが国許の同役佐分利十右衛門を介して藩の家老等へ伝達されるよう求めている。

同年の阿蘭陀別段風説書において、特に注目された箇条が米国の対日通商計画の件であったことは、この書状に明らかである。その一節を別段風説書から引用すれば、まず長崎訳では、⁽³⁷⁾

北アメリカ合衆国は諸国と通商いたし来り、其土民の噂にては日本江も交易に参候所存有之趣に有之候、

また、江戸の司天台訳では、⁽³⁸⁾

合衆国の北亞墨利加国人は、全世界に航海して弘く交易を為すことを勤る内、近日、風聞に据れば、日本にも到りて、交易を為すの所存ありと云へり、

とある。そして書状によると、この件につき通詞西吉兵衛⁽³⁹⁾から内密に伝言があった旨が記されている。

さて、この対日通商計画に基づく米国船の来航予告について、野々口が他藩の聞役と情報交換を通じて一層正確な情報を把握せんとしている。書状によると、佐賀藩聞役の米倉権兵衛のもとへは二十三日朝の時点で情報が達しておらず、一方薩摩藩聞役の奥四郎が前日に別段風説書を手にした上でさらに情報収集に努めている様子が窺える。野々口は、西からの内密伝言を奥に伝え、奥の情報収集の結果を待ち、米倉とも情報交換を進めた。さらに書状では、北蝦夷地から松前へ漂着した米国人三名の引渡しをめぐって米国から通商計画が持ち出される可能性にも言及している。即ち、嘉永元年に西蝦夷地に漂着した米国捕鯨船を長崎に護送し、同二年米国の軍艦プレブル号にこの漂流民を引渡したことを始め、度重なる異国船の来航があり、幕府内部では異国船打払令復活に関する論議が交わされていた。⁽⁴⁰⁾同三年の別段風説書に見えるこの件は、こうした動きと相俟って、阿蘭陀通詞や長崎聞役が危機感を覚えつつ注目したものであったことが窺える。それだけに、通詞が翻訳直後にその写や伝言を熊本藩聞役のもとへ届けたということが首肯できる。

次いで、右の書状の統報を聊か長文ながら引用したい。

〔書状B〕

〔編纂者〕
「別段風説書」

先得得貴意置候別段風説書ヶ条之内、北アメリカ日本江交易之所存

有之趣に付、西吉兵衛内々知せ候應對振之儀、別紙聞取書ニ認入貴覽申候間、委細者右書面ニ而承知可被下候、尤佐嘉之方へいまた分り兼候得共、粗得貴意置、御懸念も可有之哉と此節差進申候、扱又松前より送越ニ相成候異人一昨三日此元江着船、直ニ大悲庵江被差置候、右之者共御吟味ハ御奉行内藤様御着之上と申事ニ御座候、五月廿五日松前出船、一昨日着、大分途中隙取申候、兩人ハ廿三才、宍人ハ廿六才、何れも若ものニ而御座候、北アメリカ之内子ーヨロク国之者之由御座候、矢張合衆国之様子ニ御座候、右者出役いたし候西村玄助咄、昨夕承り申候松前御役人噂之様子御座候、追而御吟味御座候上ハ内情も少々ハ分り可申哉、当四月之漂流人も相違無之三拾二人之由、乍然未

公辺より御下知無之候付、松前に者参り不申、漂着之ヶ所三百里余隔り候所江居候由、阿南人(阿南)と申唱も御座候得共、得斗相分不申、矢張西洋人共ニ而者無之哉之由、是又松前役人の咄承り候段、玄助申出候、彼是左様御聞置可被下候、以上、

七月五日

野々口金左衛門

佐分利十右衛門様

尚々一昨日者白木喜左衛門宅迄参り、異人見物いたし候処、蘭人ニ少も相替り不申候、以上、

極密聞取

此節加飛丹共相違候別段風説書之内、末条ニ北アメリカ合衆国者

諸国と通商致し来、日本江茂交易ニ参候所存有之趣ニ付、紅毛大通詞西吉兵衛儀其身之心得を以加飛丹江開合候次第、極密ニ而紅毛小通詞並檜林栄七郎取次ニ而知せ越候趣聞取左之通、

北アメリカ合衆国ハ日本江交易ニ参候所存有之趣ニ候処、右者いつ頃渡来交易願等可致見込ニ候哉、緩急承度段申向候処、至急之事トハ相見不申候得ハ、当夏渡来等と申勢ニ者無之、いつれ来年以後ニ可有之歟之返答仕候付、日本交易之儀者唐紅毛之外一切御免無之儀者存之通ニ候処、右合衆国ハ交易願出候共御免可有之様も無之、其節ハ如何可致見込ニ候哉と相尋候処、其情願者異邦之儀兎角難申候得共、兼而交易仕度所存混(混)ラ有之趣ニ付、是非願出候ものと相見候、乍然日本御格合ニ而決而御許容無之候ハ、致方無之、いつれ日本近辺離嶋等ニおゐて追々と密商跡之取計ニ而茂可致哉之見込返答いたし候段、六月廿二日別段風説書写持参之節、栄七郎致噂候、

但、後段離嶋等ニ而密商売に而茂可致哉之見込、此々不審數相聞、兼而往來いたし候国柄と違、第一通詞なくてハ双方通弁も出来兼可申、たとひ彼方ハ通商之願望如何跡有之候而も此方江応候もの無之而ハ密商売行れ申間敷哉ニ相見、此儀深相考候得者、

合衆国後道之存念重疊煩敷相聞、又一ト通ニ者承り候得ハ、加飛丹承接之尻を括候ため、当座之見込返答仕候ものと愚考仕候、右加飛丹返答之趣詰番方江茂聞込に相成候哉、六月廿三日朝飯後薩州御聞役奥四郎江内々打合候処、別段風説書ハ前夕手ニ入候得

共、外ニ何せ聞込候筋無之、併本行合衆国交易之ケ条ニ付而ハ手寄之通詞江頼、今一応加飛丹手前承合置候付、様子相分り候上ニ而、御国元江者申進候答ニ付、追而模様分り次第知せ可申との儀ニ有之候処、当月朔日奥参り加飛丹手前聞合候処、風説書之儀者兼而承り候儀、且々記録いたし置候日記躰之ものニ而取調、此節書頭候通之儀迄ニ而、外ニ聞込筋者聊無之もの返答仕候付、其趣御国元江申達候由、奥考ニ而者去春参り候アメリカ船も合衆国之由、この節松前より差送ニ相成候異人茂自然北アメリカ合衆国之ものニ候ハ、全交易願等之縁を繋候ため、計略ニ而異人を蝦夷地江上陸致せ置候ものと相聞、左も有之候ハ、追而之模様ニ応、異人受取歟何歟ニ附、猶又渡来いたし、其節交易願等可致所存歟も難計との咄有之候、右者奥考迄ニ而も無之、一統右之風評者追々承り候儀御座候間、極而右躰之事ニ成行可申哉と見込候、且又右之次第者、佐嘉御聞役米倉権兵衛江茂奥同様咄合置、手寄之通詞を以、加飛丹手前聞合ニ相成居候得共、今日迄者模様分り兼申候、

右之通ニ而、薩州聞込とハ符合いたし兼候ニ付、旁為念去ル二日栄七郎を呼、最前内話之次第相違有無勝手詰承合、且協方より通詞を以加飛丹江問合有之候節者、此節相違候風説書ヶ条之通ニ而、外ニ何せ承候筋ハ無之由返答いたし候哉ニ致承知候間、猶相尋候段申向候処、加飛丹兼而聞込之儀ハ勿論書面之通ニ而、何方々聞合候而

茂同様歟と被存候、必竟吉兵衛儀者加飛丹江応接之節委敷探索仕候心得に而承合候間、夫ニ応候而之返答振ニ付、悶懸の精粗模様次第、何方茂同様之返答ニ而者有之間敷哉、何様吉兵衛応対之次第ハ前条之通聊相違無之段申出候、勿論此儀者御役所様江相違候筋共相見不申、内々承込候儀を私含之ため相知せ候趣意御座候間、脇々聞込とハ符合致し兼候得共、不聞入御聞置申候、右之御心得を以御返取夫々御内意可被下候事、

七月四日

野々口金左衛門⁽⁴⁾

これは、同年七月五日付の佐分利宛の野々口書状に、四日付の「極密聞取」を含む書状を付し佐分利へ送られたものの写である。

ここで、まず上述の対日通商計画に関して西が内密に伝えた「別紙聞取書」即ち「極密聞取」の内容を問題としている。また、この件につき佐賀藩聞役側に情報がよく伝わっていないことも見えている。他に、松前から護送された米国人漂流民三名の取調べや、四月に厚岸に漂着した英国捕鯨船エドムンド号の件等⁽⁴⁾に関する聞書にも言及している。

次に「極密聞取」を見てみよう。まず、米国の対日通商計画に関して、西が「其身之心得を以」オランダ商館長レフィスゾーンに照会した内容を、檣林が極密に野々口に伝えてきている。即ち西は、①米国船がいつ通商要求のために来日する見込みか、②米国の要求を日本側が拒絶した場合に予想される事態、の二点を商館長に質した。これに対し商館長は、①につき「至急之事とハ相見不申」「いつれ来年以後」と返答し、

②については他国のことで不分明ながら要求が「是非願出候もの」であり、日本近海の離島での密貿易に及ぶ可能性を掲げている。⁽⁴³⁾そして西の照会を記した「極密聞取」が、即ち「六月廿二日別段風説書持参之節栄七郎致噂候」とあり、書状Aで西が檳林を通して伝えたものを書取ったものであることがわかる。

次いで「極密聞取」に関する野々口と他藩の聞役との情報交換が記されている。即ち、野々口は離島での密貿易という商館長の推察の実現性を、日米間の言語の壁等を根拠に否定しているが、奥が薩摩藩出入りの通詞を介して商館長に対し確認し、七月一日に野々口を訪ね伝えたところによると、商館長は別段風説書の作成にあたり利用した伝聞や記録以外に「聞込筋者聊無之」、かつ密貿易の可能性を明言したとは見えていない。その上で、奥は米国が漂流民を作為的に仕立て、その受取りの機会を捉えて通商要求を持ち出す可能性があると風評を述べている。⁽⁴⁴⁾また、野々口は佐賀藩聞役の米倉にも同様に打診したが、米倉のもとに同藩出入りの通詞から照会の回答が得られていないことが見えている。

上述のように、「極密聞取」と「薩州見込」に、商館長の推察をめぐり符合しない点があることにつき、野々口はあらためて七月二日に檳林を呼び、「吉兵衛儀者加飛丹江応接之節委敷探索仕候心得」であるとし、商館長の返答の趣旨そのものは同様との回答を引き出している。

ところで、右の書状二通に見える海外情報、とりわけ米国の対日通商計画をめぐり、①蔵屋敷駐在の聞役のもとへ「手寄之通詞」たる蔵屋敷

出入りの阿蘭陀通詞が直接かつ迅速に最新の別段風説書の写を届けていること、②聞役がその通詞を介して商館長に不明の点などを独自に調査していること、③これらの情報を国許の聞役を通じて家老以下藩の重臣に伝えると共に、他藩の聞役と情報交換・分析を行い、より正確な情報の把握を期したことなどが明らかである。このことは、幕閣が阿蘭陀別段風説書等の内容を知るより格段に早く長崎聞役が正確な情報を入力し、かつ真偽を質し得る分析能力を有していたことを意味する。海外情報の伝播の実態は、長崎奉行所から幕府へ直結した本来の情報ルートとは別の情報ネットワークが機能しており、中でも長崎聞役と阿蘭陀通詞の密接なパイプが果たした役割には刮目すべき点があったといえよう。さて、このことに留意しつつ、同年十一月七日付で熊本藩家老有吉市郎兵衛に宛てた野々口の書状を見てみたい。

〈書状C〉

^(端裏書)
「市郎兵衛へ 野々口金左衛門様」

乍憚申上候、逐日寒霜相募申候処、益御安泰被為成御座珍重之御儀奉存候、絶而御窺茂不申上誠法外之御無礼仕候段奉忍入候、偏御仁恕被仰付可被下候、惣寐

御国許御静謐奉恐悦候、此表当時至而平坦、何ぞ申上候程之儀無御座候、次私儀茂兎ニ角無異ニ勤上仕居申候間、乍恐御安慮被仰付可被下候、然者先般紅毛船帰帆前、異国船渡来之儀ニ付何歎被仰渡有之たる哉ニ承り申候付、類役共初所々承合候得共、頓斗分兼、何卒

書取様之もの手ニ入候様、心懸探索仕居候砌、一兩日跡紅毛大通詞西吉兵衛不計御屋敷江罷出候間、内々承候処、成程出帆前兩加飛丹御奉行所江被召出、於御書院内藤安房守様御直ニ被仰渡御口達書を茂御渡被成、右之節吉兵衛儀御用懸ニ而加飛丹召連罷出候事ニ付、御書面之趣等御目通ニ而、夫々通弁仕候上御請相濟、追而者右御書面横文字ニ引直得斗納得仕候上御請書茂さし出候由ニ御座候、右者參府之節於江府御手数有之筈ニ御座候処、加飛丹盜難ニ逢候一件御吟味彼是御用向多ク、江府ニ而者御手数無之、此元ニ而右之通御手数ニ相成たる哉之御様子ニ御座候、右御口達書甚懸望ニ御座候得共、此節ハ各別機密いたし候様との御旨趣之由ニ付、御用懸之者江強而相談難仕稜ニて、吉兵衛儀者引取帰懸御内分御館入榎林栄七郎方へ立寄、右私懸望之次第等極密ニ咄合候様子ニ而、其夜栄七郎罷出、右一件ハ吉兵衛儀者御用懸之身分、何分委細之内咄者出来兼、栄七郎儀者横文字ニ引直之節筆者相勤、御書面拜見仕居ニ付、御内分御館入之事ニ付、極々内密ニ而覚居候丈ケハ内咄可仕候間、其旨私書取候儀者支申間敷との申談ニ而手ニ入申候、則別紙一通奉入御覽候、栄七郎ハ茂自然他ニ洩候而者決而相濟不申、此節之儀外江者一切洩候儀ハ有之間敷と存候付、類役内江も必噂いたし候儀者遠慮仕具候様精々申出、吉兵衛儀者筑前様ハ御扶持方を茂頂キ居候得とも、同所聞役へハ内咄も不仕由ニ付、其直を以堅口外不仕候様吳々申出候付、乍憚右之思召を以御覽被為成可被下候、將又蝦夷地

江漂流之異国人共帰帆之紅毛船へ御引渡ニ相成候迄之儀者追々十右衛門迄申遣候付、夫々奉申上たると奉存候、右異国人共御吟味之節申出之口上之由近來手ニ入申候間、是又写取奉入御覽候、睨と茂なき書附ニ者御座候得共差上申候、余り御無礼申上候付、御安否奉伺度旁如斯御座候、尚奉期後音候、恐惶謹言、

十一月七日

野々口金左衛門

為円(花押)

市郎兵衛様

尊下⁽⁴⁶⁾

本書状には、風説書等に関するやりとりではなく、幕府が九月十六日に長崎奉行内藤安房守を介して商館長に告げた幕命である「御口達書」をめぐる動きが記されている⁽⁴⁶⁾。聞役がこの風聞を仄聞したこと相互の情報交換が始まり、「御口達書」の入手を模索していた。折しも、熊本藩の蔵屋敷を訪れた西に対し、野々口がこれを質したところ、奉行所で「御口達書」の伝達が行われたこと、西がその蘭訳作業を通して趣旨を理解していること、同年の商館長の江戸参府中に伝達すべき「御口達書」が商館長の盗難一件の吟味⁽⁴⁷⁾により延引していた事情等の回答を得た。野々口がその書類の入手を懸望したところ、西は「御用掛」としてこの件に関わっていたため「各別機密」として直接応じなかったが、西から野々口の意向を伝えられていた榎林が代わって野々口に密報したものである。榎林は伝達条件として「自然他ニ洩候而者決而相濟不申」

「類役中にも必噂いたし候儀者遠慮仕具候様」と求めた上、福岡藩の扶持を給されている西が同藩聞役にさえ伝えていないことにも触れ、「堅口外不仕候様」と強く念を押し警戒している。この点は、長崎警衛を直接担当する福岡藩の聞役に対して通詞が「御口達書」の内容を伝えず、熊本藩の聞役に対してはこれを伝達したという情報管理の面でも興味深い。

以上により、通詞が本来の職務上の責任範囲に応じ、直接・間接に情報操作を図るなど、しばしば身を賭して出入りの藩へ忠節を尽くし、聞役を通じて機密情報を流していた事実も浮き彫りとなるのである。

(三) 海外情報の伝播における長崎聞役と阿蘭陀通詞の役割

次に、嘉永三年の聞役書状三通から明らかになった点に関わる他の史料を、嘉永年間を中心に検討しつつ、長崎聞役と阿蘭陀通詞を経由した海外情報の伝播の実態についてさらに掘り下げて論じてみたい。

1、熊本藩による阿蘭陀通詞の掌握

はじめに、書状Bに「手寄之通詞」と称される蔵屋敷出入りの通詞を、熊本藩が経済的裏付けをもって掌握し、かつ通詞に「忠節」として海外情報の伝達を課していた実態について左に採り上げよう。

嘉永六年六月のペリー来航と開国要求の事実は、早速江戸や浦賀から（また長崎を経由して）報ぜられた。この件を受けて、通詞が職務上奉行所或いはオランダ商館において把んだ情報を内密に聞役に伝えたこと

により、藩からその褒賞を出そうとする動きが見られる。例えば、同年の別段風説書の抄訳（書状D）は、西を介して聞役佐藤寿八のもとに届き、早速国許に送付されている。その内容は、米・英・魯三国の対日政策をめぐる要点であり、既に『改訂肥後藩国事史料』に同様の写りが収められている。しかし、この情報に添えた七月四日付佐分利宛の佐藤書状（書状E）については、注目に値する記述があるが、従来具体的な検討が為されていない。この書状では、まずペリーの来航について、「一ト通江戸へ申来候得共、委細之儀者未タ相分り不申」かつ「薩州・肥・筑之類役茂咄合置申候得共、未タ何方も承り付ケ候儀茂無御座候」という情報収集状況であったことに触れているが、「西吉兵衛去ル朔日之夕方大忍ニ而罷出、至密言上之次第者別紙之通ニ御座候間、御披見之上御家老衆江御直達可被下候」かつ「栄七郎茂吉兵衛同日ニ罷出、同様ニ密言上仕候」とあるように、西・榎林兩名が相次いで別段風説書の抄訳に関する情報を届け、これが国許へ早急に伝えられたことがわかる。さらに佐藤は、西・榎林兩名による密報が「御熟知之通一命懸之言上ニ付、相応之御挨拶者無之候而者相済申間敷と見込申候」「只今和解相済候と申所ニ而、直様言上仕候儀者逸稜之忠節と存申候」と述べた上で、「此節吉兵衛江拜領物之儀、御模様次第早キ方都合宜敷可有之、宜敷御配慮可被下候」「栄七郎儀茂前条之通密言上仕候間、此御之儀ニ茂有之、旁以金子五百足歟三百足被下候而者、何程可有御座哉、御見込ニ宜敷御取扱可被下候」と、西・榎林に対する臨時の褒賞の検討を国許に要請してい

る。因みに、弘化四年七月十五日付の有吉市郎兵衛宛の佐分利書状⁽⁵²⁾へ書状Fへにおいて、熊本・福岡藩の「両家へハ兼而通詞共も御扶持をも戴居候へハ、機密ハ早速〳〵ニ言上仕候儀と相考申候」等とある。長崎奉行所の地役人たる阿蘭陀通詞であるにも拘わらず、特定の藩の蔵屋敷に入入りし扶持を受け機密情報を藩に密報する役割を果たしていたのである。前述のように、榎林は嘉永七年八月に格別に出精したとして熊本藩から五人扶持を給される身となったが、かように通詞は藩に掌握され、別段風説書の伝達等の使命を帯び、海外情報等機密の漏洩過程において、まさに鍵を握る中心的役割を担っていた。

次に、長崎聞役と阿蘭陀通詞の密接なパイプにより、別段風説書の内容そのものに加えて、例えば、天保十五年のオランダ本国使節の応接等の情報、長崎へ護送された異国人漂流民の取調べ等についても、聞役は詳しく知ることができた。これらを通じて聞役は、オランダ商館や長崎奉行所の内部状況及びそこでの翻訳業務等、いわば通詞側を取り巻く事情をも把握していった。

前掲の弘化四年の野々口書状(書状F)も、択捉島への漂流船が松前經由で長崎に護送された件を報じているが、こうした事情により「榎林儀も寸暇無御座、別段風説書差出候儀大ニ延引仕候義相断申候」と、通詞の職務状況という面をも聞役が事実上把握していたことを示している。また、嘉永七年八月二十一日付の真野源之助宛の佐分利書状⁽⁵³⁾へ書状Gへは、英国スターリング艦隊の応接の子細、スターリング書翰の和解、

クリミア戦争情報等を収めたものである。このときの榎林による熊本藩蔵屋敷への情報伝達は、「イギリス御応接機密懸、通詞西吉兵衛・西慶太郎・榎林栄七郎三人江被仰付、和解等仕候処、右吉兵衛儀去ル十七日之晝急病ニ而果申候、未タ病氣ノ振合ニ而栄七郎儀者伯甥之間柄ニ有之候得共、出勤仕候様被仰付、和解御用相勤申候ニ付、昨廿日之夜及深更御屋敷江罷出、覚居候儀申出、直ニ書取言上仕候」との如く、西吉兵衛の急死という事情⁽⁵⁴⁾と日英和親条約調印が目前に迫りつつある中で、まさに榎林が尽くした藩への「忠節」というべきものであった。こうした事情も聞役を経由して熊本藩が把握したことは注目すべきであるが、通詞側がかように手の内を明かす必要に迫られていたこともまた窺えよう。

このように熊本藩が阿蘭陀通詞を掌握する中、通詞が自らの任務や保身と絡めてどのように行動したか、二、三の例を引いてみたい。

さきに、西吉兵衛が、直接担当する機密情報の伝達に難色を示し、榎林も他への伝達を自粛するよう求めたことに触れた(書状C)。

嘉永二年七月十日付の佐分利書状⁽⁵⁵⁾へ書状Hへは、榎林からの別段風説書の入手、オランダ国王の死去⁽⁵⁶⁾、英国軍艦をめぐる北京情勢に関する長崎での風聞等が見える中で、別段風説書の伝達に対する通詞側の配慮が記されている。即ち、「別段風説書ハ決而他家ニ洩シ不申候様被仰付置候ニ付、通事共儀も相恐居申候、肥・筑・薩州之外近年当御屋敷へ差遣候迄申候由ニ御座候」と、通詞側が別段風説書等の伝達範囲(近年熊本藩が加えられたとある)を一応限定しようとしていたことが窺える。

また、嘉永六年十二月十五日付佐分利宛の佐藤書状⁽⁵⁷⁾（書状I）は、ロシア使節応接の模様として前日の奉行所西役所における日魯兩國の会見の状況等を報じたものである。西は、通詞森山栄之助⁽⁵⁸⁾と共に「内密御用掛」として会見の通訳を務めた。このため、

右御用中者同役親類たりとも、他人応対難相成、勿論堅口外仕間敷、自然心得違聊ニ而も致口外候得者死刑ニ可被仰段御申渡ニ相成、兩人^もも誓文差上候由ニ御座候、右之通ニ而栄七郎茂御役所ニ而日々出会者いたし候得共、右兩人江者双方^も一言茂申候儀難相成由ニ御座候、右之次第ニ付此節吉兵衛^も者極密之言上茂出来兼申候間、自身見聞仕候見込之儀迄を密話仕候段申出候、稠敷御秘事と相察申候、

とあるように、西が立場上口外を禁じられたので、楢林が独自の情報収集により密報したものである。さらに楢林は、日本側が明確な返答をせず、ロシア使節が新たに浦賀へ廻航する可能性にも触れている⁽⁵⁹⁾。こうした情報を得た佐藤は、とくに会見等の情報につき「栄七郎一己の見込ニ而者有之間敷と密察仕候」と私見を述べ、会見出席者の中から楢林が情報を得たものと推察し、これが西からの情報と見る含みを残している。

2、長崎聞役における機密情報の入手と管理

熊本・福岡・佐賀・薩摩の四藩に限らず、長崎聞役または用達商人が収集した海外情報には、遅速・粗密の異同がその都度生じたことはいくまでもない。聞役間の情報交換が必要とされた理由もここにあるが、次

に、聞役側による情報管理にも若干触れておきたい。

前述の嘉永六年七月四日付佐分利宛の佐藤書状（書状E）には、来航したペリー艦隊に関わる海外情勢等の内密情報を、佐藤が福岡・佐賀・薩摩の各藩に先んじて入手したため、その情報管理に関する注意書きがある。即ち、

私儀者右之通速ニ承知仕候得共、奥列江者先哲者口外仕間敷と存申候、余り速ニ聞取候而者此砌外察之怖レ茂有之事ニ付見合罷在申候、

とあり、佐藤の判断により、他への伝達を見合わせた。前述の嘉永三年十一月七日付の野々口書状（書状C）には、商館長への幕命伝達の情報を楢林から他の聞役へ伝達せぬよう申し入れがあったが、通詞の要請以外に聞役側による情報管理もまた当然あったわけである。

また、嘉永元年七月十二日付佐分利宛の佐藤書状⁽⁶⁰⁾（書状J）を見ると、「去年蘭人共^も申立候火船之成行、当年別段風説ニ茂相見不申、甚不審ニ存知申候」とある。即ち、弘化四年の「別段風説書」に報ぜられた英国船来日計画の件が当年分に記載されていないことに関し疑問を抱いた佐藤が、「右様之密事ハ米倉等早く聞出承知致居候」との判断により、佐賀藩聞役米倉権兵衛から情報を聞き出したものである。そして米倉が「先達而佐嘉出入之通詞役江内談いたし、火船来朝之模様かびたんへ聞繕候処、かびたん茶呑咄」として、英国船が当年本国を出航し、幕府に近い浦賀へ来航する見込みという商館長の返答を得ている。このと

き米倉は、同年春の琉球への英国船来航情報を薩摩藩ルートで入手した
ことにも言及し、「琉球ハ小国ニ而産物少ク余国へ交易取組候程之力無
之」「交易取組之目当ハ余国ニ有之、琉球ハ足溜ニいたし候迄」と英国
船長が語り、「此節限り当表へ船を寄申間敷、因而先年上陸いたし当時
琉球へ罷在候本国人并唐人共ニ不残連戻可申」などと佐藤に伝えてきて
いる。この琉球情報は、「右一件於薩州ハ穩密ニいたし、他方へ洩聞不
申様精々示方ニ相成候ニ付、爰咄しいたし申たる事、自然薩州へ響キ候
而ハ難相済候間、至密ニ相心得候様精々米倉より申聞候」とあるよう
に、薩摩藩の聞役が内密に米倉へ伝えたものであったが、米倉が薩摩藩
側の思惑を超えて佐藤へ伝達したことが窺える。

以上の書状により、①情報の趣旨や入手の時期(速度)、通詞側の職
務上の配慮等により他藩への伝達の可否を聞役が使い分けたこと、②他
藩の聞役を利用して自藩で確認・入手できない情報を聞役が入手・分析
していたこと、③これらの海外情報乃至機密情報は、自藩の利益のため
長崎聞役から藩庁へ即刻伝えられたこと、等の実態が判明した。

むすびにかえて

さきに掲げた薩摩藩の「御内用頼通詞」「御出入通詞」に比すものと
して、例えば前述の「手寄之通詞」(書状B)或いは「出入之通詞役」
(書状J)と称する存在を知ることができる。彼らが「御扶持」「拝領

物」をもって特定の藩に掌握され、機密情報の伝達者として、また商館
長とのパイプ役として藩に利用されていたことは既に述べた。熊本藩の
場合も、前述の西吉兵衛・檜林栄七郎以外の通詞の名を見ることができ
る。そして、こうした通詞と密接に連絡を取り、海外情報を引き出し、
これを具体的に調査・分析し、早急に藩庁へ伝達する役割を果たしたの
が長崎聞役である。その活動により、機密情報が時に筒抜けの場合や実
質的に幕府や長崎奉行所の役人に比肩することもあったといえよう。細
川家の史料のうち、ペリー来航予告情報に關しては管見に入ってきてい
ないが、オランダ側が「別段風説書」蘭文の当該箇所が目を引きように
印を付けたというこの重大情報⁽⁸²⁾を、薩摩藩聞役の大迫源七が藩の「御内
用頼通詞」から早々に入手し、これを国許へ即刻伝達し得たのは、上述
のような聞役と通詞の密接なパイプがあったればこそなのである。

かように開国前夜の最重要機密情報たるペリー来航予告情報ですら、
長崎を発信地とする海外情報をめぐるネットワークが形成されていた中
にあつて、幕府・長崎奉行所当局の情報管理能力はその根幹において揺
らぎ万全には機能し得なかった。本稿で採り上げた熊本藩・五島藩の例
を見ても、情報収集・分析能力に相違はあるが、長崎聞役の人脈や通詞
の掌握等により、海外情報の入手において多大な成果を挙げた。こうし
た情報ネットワークの中心的役割を担ったのが長崎聞役であった。

本稿では、青方文書や細川家文書に見える海外情報等の収集伝達活動
の事例を紹介し、かつ考察を行った。なお、その全体像のほか、熊本藩

が高度な情報収集・分析能力を有していたにも拘わらず、藩の中央で政策的に十分反映されなかった藩の体質、或いは他藩の情報収集をめぐる動向等については、稿を改めて論究したい。

注

(1) 阿蘭陀(和蘭)風説書 *Genoon niurus*、阿蘭陀別段風説書 *apart niurus* の概要については、日蘭学会・法政蘭学研究会編『和蘭風説書集成』上下(吉川弘文館、一九七七・七九年)、片桐一男「和蘭風説書解題」(前掲『和蘭風説書集成』上、所収)、安岡昭男「和蘭別段風説書とその内容」(『法政大学文学部紀要』一六、一九七一年)、等を参照。オランダは、天保十一年自ら御奉公筋としてアヘン戦争に関する詳報を提出しており、翌々十三年から新たに別段風説書を併せ提出することとなった。また、唐船風説書については、財団法人東洋文庫編『華夷変態』上下(東方書店、一九八一年)、関西大学東西学術研究所編『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』(同所、一九七四年)、浦廉一「唐船風説書の研究」(『日本学士院紀要』五一、一九四七年)、森陸彦「阿片戦争情報としての唐風説書」(『法政史学』二〇、一九六八年)、松浦章「安永五年の唐船風説書」(有坂隆道先生古稀記念会編『有坂隆道先生古稀記念日本文化史論集』(同朋舎出版、一九九一年)所収)、等を参照。なお、いわゆる「鎖国」期の海外情報は、右の長崎ルートの他、薩摩・対馬・松前の「四つ口」を通じてもたらされた。

(2) 注(1)及び『国書総目録』(岩波書店、一九六三〜七六年)の関係項目等を参照。因みに、書院部においてもこれら風説書等の写本が所蔵されている。例えば、鷹司本の「亜墨利加英吉利魯西亜江差遣候条約並関係文書」(二六六―五九一)に収められた安政四年の「別段風説書」は、武家伝奏東坊城聡長から関白鷹司政通の許へ伝えられたものである。また、参議野宮定功の写本「別段風説書」(安政四年、二一〇―一七二)の他、沼津藩士手島惟敏による天保く安政期の写本等がある。

(3) 試みに掲げると、宮地正人編『幕末維新風雲通信』(東京大学出版会、一

九七八年)、同「風説留から見た幕末社会の特質」(『思想』八三一、一九九三年)、同「幕末政治過程における豪農商と在村知識人」(『講座日本近現代史』第一巻(岩波書店、一九九三年)所収)、同「幕末維新期の文化と情報」(名著出版、一九九四年)、岩田みゆき「大久保家の黒船情報収集について」(『歴史と民俗』二、一九八七年)、阿部征寛「堀口貞明の思想と行動」(『横浜開港資料館紀要』八、一九九〇年)、宮地誠恵子「幕末期における海外情報の受容過程」(『参考書誌研究』三九、一九九一年)、同「長崎発海外情報の伝播状況」(『月刊歴史手帖』二〇―四、一九九二年)、太田富康「ペリー来航期における農民の黒船情報収集」(『埼玉県立文書館紀要』五、一九九一年)、拙稿「蘭学者の長崎遊学と海外情報」(『日蘭学会会誌』三一、一九九一年)、同「蘭学者伊藤圭介と種痘、海外情報について」(『洋学史研究』八、一九九一年)、岩下哲典「開国前後・情報・九州」(『地方史研究協議会編』『異国と九州』(名著出版、一九九二年)所収)、武知正晃「西川吉輔の海外情報収集とその認識」(『衣笠安喜編』『近世思想史研究の現在』(思文閣出版、一九九五年)所収)等がある。

(4) 本稿で使用する未刊史料のうち、熊本藩の細川家文書(永青文庫所蔵)の調査は、十九世紀情報史研究会(岩下哲典・大場利康・嶋村元宏・宮地誠恵子・筆者)の共同調査研究に基づくものである。

(5) 例えば、注(1)「和蘭風説書解題」の他に、山本美子「近世の長崎の警衛について」(岩生成一編『近世の洋学と海外交渉』(巖南堂書店、一九七九年)所収)、芳即正「島津斉彬の海外情報源」(『斉彬公史料月報』二、一九八二年)、石田千尋「島原藩の長崎警衛・監務と関役について」(『洋学史研究』二、一九八四年)、長崎県史編纂委員会編『長崎県史』(吉川弘文館、一九八六年)三六八―三七七頁等)、藤田彰一「阿蘭陀別段風説書の漏洩」(『洋学史研究』四、一九八七年)、梶輝行「長崎関役と情報」(『月刊歴史手帖』二〇―四、一九九二年)、等がある。また、関連史料として、「長崎関役秘録写」(長崎県立長崎図書館所蔵(一四―一八一))、福岡藩の長崎警備に関する『長崎警備記録』(日本史籍協会、一九三三年)のほか、豊後岡藩長崎御用達商人石本卯之助が嘉永六年から安政二年にわたり、長崎で関役等から入手した海

外情報等を国許へ送った書状を翻刻した、後藤重己校訂『石本卯之助書翰』

(別府大学付属博物館、一九九一年)、等がある。

- (6) 服藤弘司「大名留守居制の成立」(牧健二博士米寿記念日本法制史論集刊行会編「牧健二博士米寿記念日本法制史論集」所収「思文閣出版、一九八〇年」)、同「大名留守居の研究」(幕藩体制国家の法と権力第三巻へ創文社、一九八四年)。

- (7) 筭谷和比古「大名留守居組合における互通文書の諸類型」(『史料館研究紀要』一四、一九八二年)、同「近世武家社会の政治構造」(吉川弘文館、一九九三年)第十二章。

(8) 注(6)『大名留守居の研究』八七四頁等。

- (9) 注(7)『近世武家社会の政治構造』四二七～四三二頁。なお、薩摩藩長崎開役奥四郎について、天保く安政年間に長崎に遊学した蘭学者柴田方庵は「方庵雑話」(東京国立博物館、東京大学総合図書館所蔵)の中で、「薩州家ノ開役ニ奥四郎ト云人アリ、既ニ廿年許も在番シテ諸事ニ熟練シタル上ニ、元来才智発明ナル人ニテ、種々ノ功名多カリシ」と記している。注(3) 拙稿「蘭学者の長崎遊学と海外情報」を参照されたい。

- (10) 主要文献として、岩下哲典「尾張藩主徳川慶勝自筆写本『阿蘭陀機密風説書』の研究」(『金鏡叢書』一四「思文閣出版、一九八七年」)、同「開国前後の政局とペリー来航予告情報」(『日蘭学会会誌』三〇、一九九一年)、同「ペリー来航予告情報と長崎」(『月刊歴史手帖』二〇一四、一九九二年)、金井圓「嘉永五(一八五二)年の和蘭別段風説書について」(『日蘭学会会誌』二六、一九八九年)、片桐一男「幕末の海外情報」(『年報近代日本研究』二二「近代日本と情報」山川出版社、一九九〇年)、青木美智男「ペリー来航予告をめぐる幕府の対応について」(『日本福祉大学経済論集』二二、一九九一年)、拙稿「関白鷹司政通とペリー来航予告情報」(『青山史学』一三三、一九九三年)、等がある。

- (11) 注(5) 芳即正「前掲論文」及び同「島津斉彬」(吉川弘文館、一九九三年)二六～二八頁、等。このときの情報漏洩に対する長崎奉行所当局の警戒振り、大迫の書状にも具さに語られている。因みに、『鈴木大雅集』四(日本

史籍協会、一九一八年)三四七頁にも、ペリー来航予告情報があるために「世上之動揺を恐レ深ク秘シ候旨ニテ写シ得申候」と記されている。

- (12) 阿蘭陀通詞については、板沢武雄『日蘭文化交渉史の研究』(吉川弘文館、一九五九年)一二九～一七七頁、片桐一男「阿蘭陀通詞の研究」(吉川弘文館、一九八五年)、等の研究があるが、こうした藩出入りの通詞、海外情報等の機密情報の密報者としての通詞に関する具体的な研究は、今後さらに深めるべき課題の一つである。

- (13) 国立国会図書館憲政資料室所蔵。この他、薩摩藩・琉球情報に関しては、真栄平房昭「幕末期の海外情報と琉球」(『地方史研究協議会編「琉球・沖縄」(名著出版、一九八七年)所収)、同「近世日本における海外情報と琉球の位置」(『思想』七九六、一九九〇年)、同「琉球ルートの海外情報」(『月刊歴史手帖』二二一六、一九九五年)、等を参照。

- (14) 注(3) 宮地正人「幕末維新期の文化と情報」一四～二〇頁。「阿蘭陀風説書の一つの漏れ口の可能性は、オランダ通詞と諸藩の強い結び付きの部分にあったのでは」云々と指摘するところがある。

- (15) のちに引用する「風説書」(永青文庫所蔵)もその一例。この他、例えば、向井晃「海外情報と幕末の九州」(杉本勲編『近代西洋文明との出会い』「思文閣出版、一九八九年」所収)は、佐賀藩開役の収集と判断される阿蘭陀別段風説書等を取めた「蘭人風説」十冊が「籌辺新編」(佐賀県立図書館鶴島文庫所蔵)に見られると紹介している。

- (16) 長崎県立長崎図書館所蔵。同館編『長崎県立長崎図書館郷土資料目録』下(同館、一九六六年)、長崎県の郷土史料編纂委員会編『長崎県の郷土史料』(同館、一九八八年)のほか、中村質編『青方文書目録』五島の近世庶民史料一(佐賀県立佐賀高等学校校舎島分校、一九六〇年)を参照。

- (17) 瀬野精一郎校訂『青方文書』一・二(史料集「統群書類従完成会、一九七五・七六年」)、『同書』二(二一九～三〇頁)所収の瀬野精一郎「解題」を参照。

- (18) 中島功『五島編年史』上下(国書刊行会、一九四八年)、長崎県史編纂委

員会編『長崎県史』藩政編(吉川弘文館、一九七三年)、『五島編年史』下により、同藩の長崎開港就任者の一部を知ることができる。

(19) 「華蛮要言」(青方一三一六、同一七三八〜四〇)、五島藩士貞方堅吉が長崎開港を勤めた経験を活かし、藩政の参考にするために編集したもの)等により、五島藩の異国船取扱いの具体的事実等を知ることができる。なお、純心女子短期大学所蔵本を利用した翻刻(純心女子短期大学長崎地方文化研究所編『長崎拾芥・華蛮要言』(同大学、一九八八年)がある。これを検討したものとして、横田佳恵「老中体制下の長崎防備体制」、『日蘭学会会誌』三七、一九九四年)、同「鎖国体制下における漂流民送還体制」、『史呷』三五、一九九四年)を参照されたい。

(20) 青方文書一四一。なお、「風説袋」は本来、注(16)『郷土資料目録』によれば二冊本であったが、後年、天・人合綴分を天・天二・人に、地を地一・地二に分けられ現在に至っている。

(21) 風説留については、注(3)宮地正人「風説留から見た幕末社会の特質」等を参照。

(22) 青方運善(田宮、嘉永三年八月二十七日没)、晋賜(晋太郎、簡斎、安政六年五月二十九日没)については、「青方氏家譜」(注(17)『青方文書』二に所収)及び家臣人名事典編纂委員会編『三百藩家臣人名事典』七(新人物往來社、一九八九年)三七三〜三七六頁を参照。

(23) バレンパン号の来航をめぐる情報としては、青方文書では「風説袋」の他、青方運善・晋賜父子の書状・来翰の控等を綴った「書状(控)」(青方一三一九)がある。なお、筋内健次編『通航一覽統輯』二(清文堂、一九六八年)四〇一〜五三〇頁を参照。

(24) 因みに、藩主の日記の写として「盛繁公御一代御日記書抜」(青方一四一六二)があり、文化六年から天保元年にわたる藩政全般を知る好史料であるが、その中に長崎開港からの情報も一部見ることがができる。また、「長崎沖日記」(青方一四一〇)は、安政二年七月〜九月に英国船等が渡来した際の阿蘭陀通詞の沖出役御用日記の写である。この日記の入手事情は詳らかでないが、異

国船応接交渉の一端を知ることができ、かつ同時期の通詞の日記「万記帳」(長崎県立長崎図書館所蔵、福田文庫一四一〜一三四)に見えない記事も少なくない。

(25) 留守居廻状の形態等については、注(6)(7)を参照のこと。また、五島藩の開港が発した廻状については、「風説袋」とは別の冊子類があったものと察せられる。なお、注(5)『石本卯之助書翰』に、五島藩による異国船渡来届書の写が散見される。

(26) 五島藩の海防政策については、注(18)『長崎県史』藩政編七六八〜七七三頁、注(19)に掲げた横田佳恵氏の各論文等を参照されたい。

(27) 青方文書に見える風説書は、「風説袋」所収のもの以外は断簡等が数点あるのみである。

(28) 「浦賀実録」(青方一四一〜二六)、「烏蘭賀風説」(青方一四一〜二三)等。いずれもペリー来航期のものが中心である。

(29) 細川家は、周知のように、寛永九年熊本藩主加藤忠広の改易により小倉藩から熊本藩へ転封されたのであるが、当時の藩主細川忠利の代には既に江戸の留守居を始め様々な手段を駆使して情報収集に努めており、自らが熊本藩へ転封されるといふ情報も事前に入手していた(山本博文『江戸城の宮廷政治』(読売新聞社、一九九三年)一六三〜一七一頁等)。かかる情報収集能力の高さは、支藩たる宇土藩細川家においても同様であり、寛文期に阿蘭陀風説書を始め長崎町人や唐通事から海外情報を入手していた(中村賢「初期の未刊唐蘭風説書と関連史料」幕府の海外情報管理をめぐって」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』、吉川弘文館、一九八七年、所収)。

(30) 注(6)『大名留守居の研究』三五七頁。

(31) 永青文庫細川家文書は、熊本大学付属図書館に寄託されている。本稿では、細川家文書については請求番号に「細川」を冠して表す。同文書に関しては、細川藩政史研究会編『永青文庫細川家旧記・古文書分類目録』正篇・続篇(同会、一九六九・八三年)、熊本古文書研究会編『細川家近世文書目録』(熊本県教育委員会、一九七八年)、上妻博之編『北岡文庫記録略解』(熊本史学)

三一、一九六六年、宮地正人他「熊本大学寄託幕末維新时期史料調査」(『東京大学史料編纂所報』二四、一九八九年)、注(3)宮地正人「幕末維新时期の文化と情報」一四頁、等を参照。

(32) 主に「自筆御用状控」(四冊、細川・二二一六―二、三、五、六)等からの史料引用。なお、本稿は、「密書輯録 人」に収められている未刊の長崎留守居関係書状(写を含む)等を中心に使用する。

(33) 細川藩に関する研究については、『熊本県史』(同県、一九六一―六七七年)、細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』(同会、一九七四年)、森田誠一編『肥後細川藩の研究』(名著出版、一九七四年)、『新熊本市史』史料編三(熊本市、一九九四年)、工藤敬一他「地方史研究の現状(熊本県)」(『日本歴史』五六八、一九九五年)、等を参照。例えば、鎌田浩「熊本藩の支配機構」(森田編『前掲書』所収)においても、江戸・京都・大坂・八代・鶴崎・長崎といった出先における職制に関しては、殆ど触れられていない。

(34) 当該期の日米関係については、注(23)『通航一覽統輯』四(一九七二年)、田保橋潔『増訂近代日本外国関係史』(原書房、一九七六年)四〇六―四三九頁、内川芳美・宮地正人監修『外国新聞に見る日本』第一巻本編(毎日コミュニケーションズ、一九八九年)一〇―三八頁、等を参照。

(35) 細川・密書輯録人二五三―五。

(36) 檀林高明、のち栄左衛門。阿蘭陀小通詞並。

(37) 「風説書」(永青文庫本)、細川・一三三四―二〇。なお、阿蘭陀風説書は、天保十一年に阿蘭陀通詞訳(長崎訳)に原文を添えて幕府に提出されることになり(『統徳川実紀』二(吉川弘文館、一九七六年)四〇七頁)、江戸の蛮書和解御用の訳員によっても翻訳された(司天台訳)。

(38) 「別段風説書」(神奈川県立歴史博物館所蔵阿部家本。嶋村元宏「阿部家旧蔵『別段風説書』について」(『神奈川県立博物館研究報告(人文科学)』二一、一九九五年)を参照されたい。

(39) 西家十一代吉兵衛、阿蘭陀大通詞。

(40) 注(34)田保橋潔『前掲書』三九二―四〇五頁、三谷博「開国前夜」(『年

報近代日本研究七 日本外交の危機認識』(山川出版社、一九八五年)所収)、加藤祐三『黒船前後の世界』(岩波書店、一九八五年)六八―八三頁、藤田寛『幕藩制国家の政治史的研究』(校倉書房、一九八七年)三一六―三六八頁、注(34)内川芳美・宮地正人監修『前掲書』一・本編八―一八頁、等。

(41) 細川・密書輯録人五七一―二。

(42) 注(34)田保橋潔『前掲書』四二四―四二五頁を参照。

(43) 因みに、嘉永三年、元ニューヨーク州外務局長バアマが、知友のオランダ商館長レイスゾーンに対し、日本が米国と通商を結ぶべく開国を促す書状を送り、これを通詞が翻訳し、秘かに流布したという(注(34)田保橋潔『前掲書』四二六―四三九頁)。

(44) 例えば、モリソン号の来航も漂流民受取りの機会を捉えて通商の要求を行う目的であったことが知られている。

(45) 細川・密書輯録人五七一―。

(46) 「阿蘭陀甲比丹へ伝達並御受書和解控」(長崎大学図書館経済学部分館武藤長蔵文庫所蔵)。内容は異国船への薪水給与を漂流船のみとすること等。三谷博「天保と嘉永期の対外問題」(井上光貞他編『日本歴史大系』三一近世(山川出版社、一九八八年)所収)による。

(47) 注(23)『通航一覽統輯』二、三九八―四〇〇頁。また、江戸の情報収集家として知られる藤岡屋由蔵も、この事件について書き留めており(鈴木棠三・小池幸太郎編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』四(三二書房、一九八八年)九〇―九二頁)、他に前出の「風説書」(細川・一三三四―二〇)にも関連する記事がある。

(48) 細川・密書輯録人二二〇―五。

(49) 細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』一(国書刊行会、一九七三年)一四―一五頁。

(50) 細川・密書輯録人二二〇―。

(51) 注(5)『石本卯之助書翰』一四―一六頁所収の嘉永六年七月三日付古田右馬允宛石本書状に、ペリーの来航に関する情報が大阪での風聞と併せて記さ

れているが、「当表御奉行所江は、江府之御用状御到着無御座」等と、情報不足も手伝って「当地ニても色々浮説」がめぐっていた様子が記されている。

(52) 細川・密書輯録人五七一―五。

(53) 細川・密書輯録人五五八―二。

(54) 阿蘭陀通詞西吉兵衛の死去年月日について、従来「長崎阿蘭陀通詞由緒書」(日本学士院所蔵)の記載に基づき「安政二卯年八月十七日死」とされてきているが(例えば注(12)板沢武雄『前掲書』一五一―一五二頁)、本書は「寅八月廿一日」付であることから、嘉永七年(安政元年)八月十七日に訂正されるべきであろう。

(55) 細川・密書輯録人五五八―六。

(56) ウィレム二世(Willem II)。アヘン戦争の教訓に鑑み、天保十五年に開国勅告書翰をバレンバン号に託して日本に送った。

(57) 細川・密書輯録人五五八―三。

(58) のち多吉郎、阿蘭陀小通詞。

(59) 川路聖謨「長崎日記」嘉永六年十二月十四日条(宮内庁書陵部所蔵(四一五―六五)、藤井貞文・川田貞夫校訂『長崎日記・下田日記』(平凡社、一九六八年)五二―六四頁)のほか、『大日本古文書 幕末外国関係文書』三(東京帝国大学、一九二一年)、真鍋重忠『日露関係史』(吉川弘文館、一九七八年)二二―二三二頁、杉谷昭「嘉永・安政期の日露交渉」(箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下(吉川弘文館、一九八八年)所収)、等を参照。なお、杉谷論文は、このときの日露交渉について佐賀藩士千住代之助の記録「西亭私記」(佐賀県立図書館所蔵)を紹介しており、この中にも阿蘭陀通詞や聞役から入手した情報を見出せる。

(60) 細川・密書輯録人五七一―三。

(61) 英国船マリナー号が江戸湾にて薪水・食料を補給し、下田で測量を行った。注(40)藤田覚『前掲書』三三〇頁以下。

(62) A. J. タイマール・フォン・トウイスト総督宛ドンケル・クルチウス書翰(嘉永五年九月十八日、フォス美弥子編訳『幕末出島未公開文書』(新人物

往来社、一九九二年)三三三頁所収)。

(付記) 本稿執筆にあたり、貴重な史料を閲覧・調査させていただいた長崎県立長崎図書館、(財)永青文庫、熊本大学附属図書館をはじめとする関係者の方々に、深甚なる謝意を表したい。また、本稿で一部使用した永青文庫所蔵(熊本大学附属図書館寄託)の細川家文書に見える海外情報・長崎留守居関係資料については、十九世紀情報史研究会々員により調査・翻刻作業を進めている。